

1.はじめに

1-1 計画策定の目的

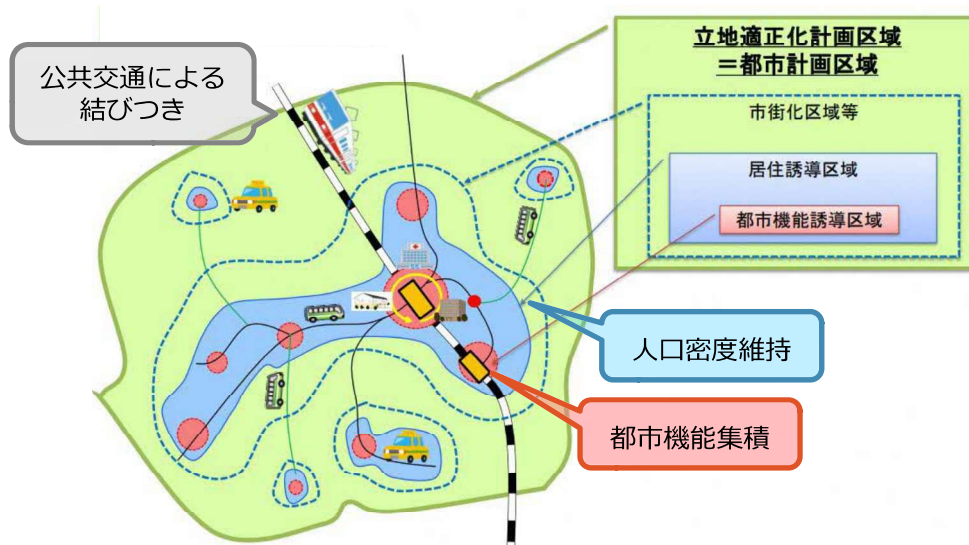
大竹市では人口減少が進行し、中心市街地においても人口密度の低下が懸念されています。市街地で人口が減少していくと、これまで行われていた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供が困難になる可能性があります。また、限られた財源の中で、高度経済成長期に整備された都市インフラや公共施設等の老朽化の対応および公共交通サービスの提供も求められています。

こうした中で、安全・安心に暮らせる環境を整備すること、持続可能な都市を形成することが大きな課題となっています。このため、住宅および医療施設・福祉施設・商業施設等がまとまって立地し、住民が公共交通機関を利用してそれらの施設にアクセスすることができるよう、都市構造の全体を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を進めていく必要があります。

そこで、都市再生特別措置法が平成 26（2014）年に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、市町村が立地適正化計画を策定することが可能となりました。

大竹市では、令和元（2019）年 10 月に大竹市都市計画マスタープランが改訂されました。また、近年の社会情勢の変化に対応した上位・関連計画等が更新され、持続可能な都市構造および誰もが安心して暮らすことのできる快適な生活環境の実現に向けた取組みを進めています。

これらの計画を踏まえながら、都市機能誘導区域および居住誘導区域の設定、誘導施設等の方針、公共交通ネットワークとの連携による都市づくりの方針等を示す「大竹市立地適正化計画」を策定します。



出典：国土交通省 HP、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局、令和 4 年 4 月版）に一部加筆

図 1-1 立地適正化計画のイメージ

1-2 計画の位置づけ

大竹市立地適正化計画は、大竹市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画と一体的な取組みを行う計画として位置づけています。

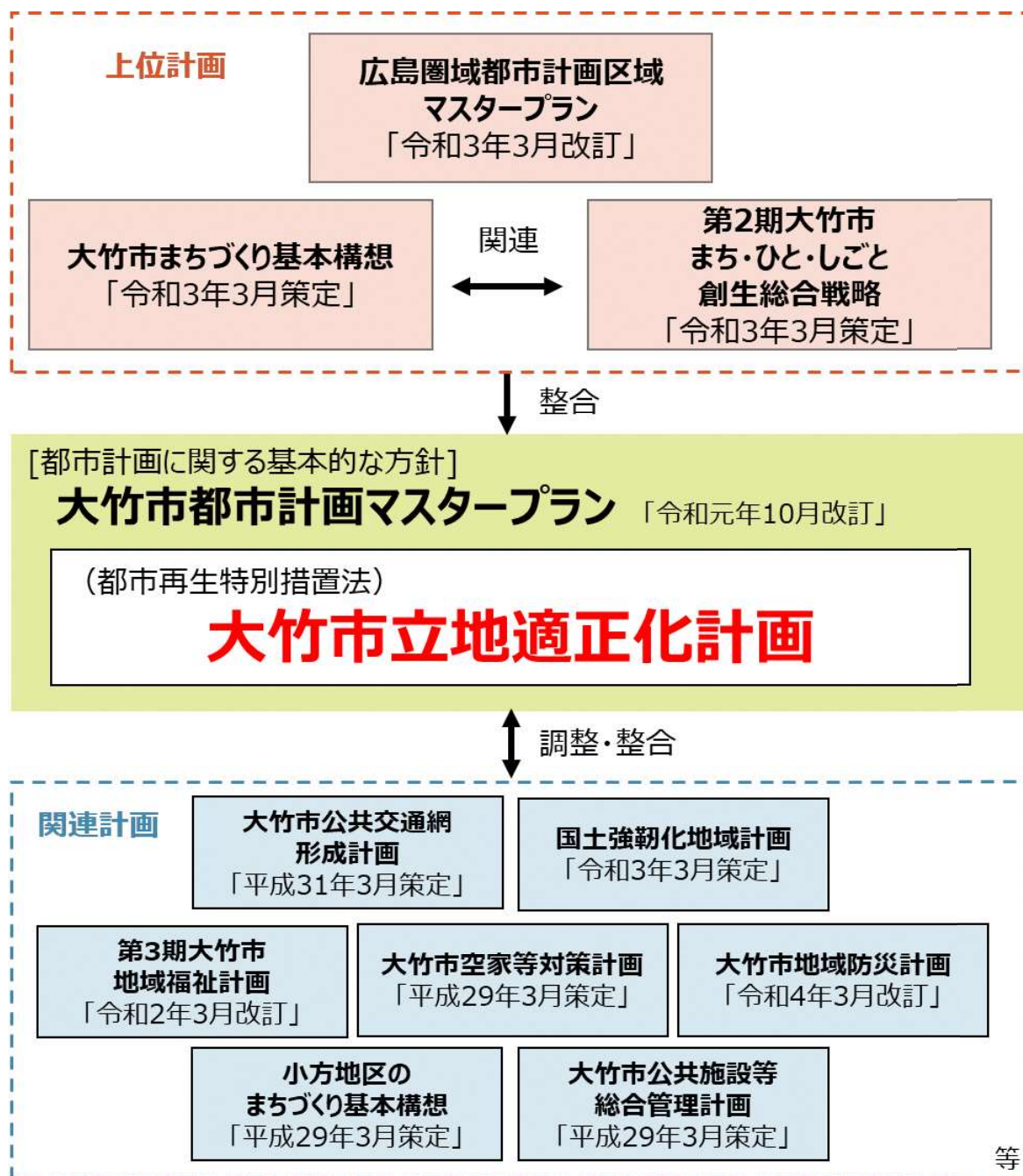


図 1-2 計画の位置づけ

1-3 計画の対象区域

立地適正化計画の区域は、都市計画区域全域となっており、大竹市立地適正化計画においても、都市計画区域全域を対象とします。



図 1-3 計画対象区域 (=都市計画区域)

1-4 計画の目標年次

本計画は、大竹市の都市計画に関する上位計画である大竹市都市計画マスタープランにあわせて、令和 21 (2039) 年を目標年次とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や上位計画等の改訂に対応するため、概ね 5 年ごとを目安に計画の達成状況のモニタリングを行うとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行います。